

(第一類 第四号)

第二回 国会
衆議院

司法委員会 議録 第四十五号

(六六八)

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)
午後二時三十五分開議

出席委員
委員長 井伊 誠一君
委員 佐藤 昌三君
佐藤 弘三君
松本 繁九君
石井 繁九君
榎原 千代君
中村 又一君
佐竹 晴記君

出席國務大臣
内閣總理大臣 岡田 均君
運輸大臣 岡田 勢一君

出席政府委員
檢察長官 木内 曾益君
法務廳事務官 野木 新一君
法務廳事務官 宮下 明義君
委員外の出席者
議員 門司 亮君
專門調査員 村 敦三君
專門調査員 小本 貞一君

六月二十八日
人身保護法案(參議院提出)(參法第二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

(筆 記)

○佐藤委員長代理 會議を開きます。
刑事訴訟法を改正する法律案の質疑を進行する。花村君。

○花村委員 私は刑事訴訟法に關連して、鐵道保安について總理大臣及び運輸大臣にお伺いします。私は鐵道運輸の被害者の一人であります。長崎縣から、私の東京の住所宛に送つた貨物が紛失して以來、すでに六箇月経過しましたが、未だ行方がわかりません。被害者は私一人に止まらないでしようが、被害者代表の聲として聴いてもらいたい。かような事態に立ち至つたのは、辯ずるところ、鐵道の保安がよろしきを得ないためである。そこで私は鐵道の保安について少しく調査してみたい。

届出られた事件数だけであつて、實際事件は莫大な数に達すると思う。こんな事情であるから、鐵道保安に對し、國民は不安の念を抱き、鐵道頼むに足らず、荷物を送ればなくなると思つてゐる。敗戦後わが國はイタリーの鐵道事故と変わらない。このようなことは、新刑事訴訟法の制定の場合にも、よく考へねばならぬ。また經濟統制もこれにより影響を受ける。政府は現行刑事訴訟法第二百五十一條に相當する條文において、用意周到の考へをもつて起草されたものかどうか。この際政府の所見をお伺いしたい。

○花村委員 總理大臣の答弁によると、私の質問に對して、總理大臣は準備しておられないようであるが、いまさら準備時代でない。少くとも終戦後の鐵道公安の紊亂しているのは、周知の事實で、最近はずう／＼苛烈で、列車すりや強盜が横行し、集團強盜もあつて、まことに恐るべき事態が生ずる。刑車内の事故は言ひに及ばず、われわれの平和なるべき旅行中の列車内で、恐るべき犯罪が繰返されておられ、われ／＼友人中に被害者が多い。この犯罪に對し、急速に解決する方針がなくてはならぬ。

また現内閣でも、經濟警察法案を出し、經濟統制違反に對し、重き処罰を科しているが、經濟統制を案す、列車、殊に東北本線、常磐線、信越線、北陸本線などの列車内には、惡質のブローカーが乗りこんできている。これらは集團的無人の境を行くがごとく、ほとんど手を加えられない。この種の集團犯罪に對しては、別途の処置を必要とし、刑事訴訟法第二百五十條にみるような司法警察官の職務だけで足りない。鐵道公安員千五百人を増加しても、兇惡犯が徒黨を組み、機動性を發揮して、その行動が散活であるとき、停車場の構内といふ特殊物件の存置場所であるから、容易でない。すべからずこの方面に堪能で、知識経験のある者を鐵道保安に當らせ、鐵道公安官だけでなく、上下一体の組織をつくつて、犯罪防衛にあたる方法が至急必要である。總理大臣の所見を御伺いたい。

現行刑事訴訟法第二百五十一條によると、森林、鐵道その他特別の事項につき司法警察官吏の職務を行ふべき者は、勅令をもつて定められ、その勅令には、鐵道次官、助役、警備係、自動車區長などが指定されている、その以外の方には司法警察官吏の權限を與えられていない。しかるに勅令で指定された者も、それ／＼その本來の職務に忙殺されて、司法警察の仕事をする暇とまがない。名ばかりで、實際これを行使できない。それで鐵道公安官一千五百名を養成して鐵道の公安維持をはかつてゐる。しかし運輸省の公安維持は、國民の期待に副わない。たとへば、鐵道事故中、最も惡質の荷物の不當を調べてみると、昭和十年を百とすると、荷物盗難が二十二年度、一万六千五百件に及び、このうち不審が二千六百件、紛失が一千九百件となつてゐる。此の不審紛失事件数は、表向き

鐵道公安については、鐵道公安官を設けて犯罪を捜査し、列車治安を維持させる案は、關係方面の承諾を得てゐる。從前の勅令第五百二十八号に代る

○花村委員 總理がこの問題に注意しておられることはわかつた。經濟警察官のごとき現地出先官吏に七億五千万円の金をかけるよりも、鐵道保安のため適當な機構を考えた方がよい。私のごとき被害者があれば、運輸省の特別會計に影響がある。今回の刑事訴訟法の改正を機會にして、鐵道保安を是正す

○花村委員 總理がこの問題に注意しておられることはわかつた。經濟警察官のごとき現地出先官吏に七億五千万円の金をかけるよりも、鐵道保安のため適當な機構を考えた方がよい。私のごとき被害者があれば、運輸省の特別會計に影響がある。今回の刑事訴訟法の改正を機會にして、鐵道保安を是正す

べき時期は来たと思う。なお総理が特別の方法と云われるのは何のことか。

○岡田國務大臣 先刻花村君に言つた通り、鉄道職員の中から、警察職員の勅令による手続を経て、これに鉄道公安員と同じ権限を與へる件を考慮中である。鉄道公安員にも拳銃くらいをもたせないと、兇悪犯の逮捕はできぬし、その数も相当ないと、多数の者の騷擾のときに治安が保てない。

○花村委員 某方面に交渉中のものとは何か。御差障りがなければ、運輸大臣から概略をお話願いたい。

○岡田國務大臣 目下鉄道保安官設置法を考慮し、各方面と協議中である。その員数は一万三千人とし、列車不安の線に配置し、これには必要な武器をもたせる計画である。詳細はいましばらく待つていただきたい。

○花村委員 大体のところはわかつた。國民が安心するように、政府は早急に列車治安につき、具体策を実施してもらいたい。これで鉄道保安に関する私の質問を終ります。

○佐瀬委員長代理 この際お諮りします。治安及び地方制度委員会から門司亮君が見えて、委員外発言を求めておられます。これを許すに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐瀬委員長代理 発言を許します。

○門司亮君 警察は國民の生命、身体、財産の保護にあたり、犯罪の捜査や被疑者の逮捕や、公安の維持にあたることを目的とし、警察を運営する機関として、國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会がある。警察官はそれら公安委員会の下にその命を受けて警察の責務を履行し

ている。しかるに刑事訴訟法によると、検事は警察官が正当の理由がなくして警察官の指示または指揮に従わないう場合においては、それらの公安委員会に對して、その警察官の懲戒または罷免の訴追をすることができるとなっている。また検察官は犯罪捜査に關し、一般的指示を爲したる場合には、警察官はこの指示または指揮に従わなければならぬことになっている。これらの規定は新警察法の精神と矛盾するように思はれる。國家警察官でも、自治警察官でも、民主的雰囲気の中で育ち、國民環境の中で、その職務を行うのである。この点において、警察官の指揮系統は、民主的な構成になる公安委員会一本となつてゐる。しかるに突如として刑事訴訟法により、檢察官より一般的指示や指揮に従はねばならぬとなると、警察官指揮系統が二本にわかれる。これは警察の民主的運営に悪影響があると思う。この点について、政府の所見を聴きたい。

○木内政府委員 犯罪捜査に檢察官もこれをするし、警察官もこれをする。しかして犯罪捜査権は、國家に專屬する権限であつて、國家刑罰権を実施するには、必要にして欠くことのできぬ権限である。この國家に專屬している犯罪捜査権を、國家警察や自治警察に委譲してゐるのである。從來司法警察官は、檢察の補佐官であつたが、新刑事訴訟法によつて、司法警察官は檢察より獨立して捜査することができるようになつた。司法警察官に犯罪捜査を一任しても、その権限が國家に專屬する点において變りない。それで刑事訴訟法第百九十三條、百九十四條等は、警察法と抵触しないと思う。

○門司亮君 ただいまの説明によつて、大体わかつた。しかし警察官の指揮命令が二本建であるから、運営上もその執務においても不便であらうと思はれる。殊に刑事訴訟法第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條と矛盾を指摘してくるのでないか。何となれば、第百九十二條において、犯罪捜査につき、檢察官も司法警察官も、相ともに協力すべきものと定められてゐる。これに反し第百九十三條、第百九十四條により、檢察官が警察官に一般的指示権を行使したり、罷免の訴追権を行使したりするのは、前後條文間に抵触するところがあるし、かつ新しい警察法の精神に合わないと思う。この点説明を承りたい。

○木内政府委員 犯罪捜査権は國家に專屬し、檢察官これを担当する。國家公安委員会に屬する警察官も、地方自治公安委員会に屬する警察官も、犯罪捜査権の一部を委譲されて、これを担当してゐるわけであるから、公安委員会としても、犯罪捜査に關する限り、檢察官と努力するが當然であると思ふ。健全な常識による限り、公安委員会と檢察官とが抵触することはないと思ふ。

次に百九十二條と百九十四條とは矛盾しないかという意見であります。後者の條文の趣旨は、警察官が正当の理由なくして、檢察官の命に従わないう場合に、懲戒または免官することができるといふので、司法警察官が檢察官の命令に服しないからとて、ただちに懲戒免官できるのではない。他方、公安委員会は、獨立に判斷して懲戒または罷免するか否かを定めるわけである。

○門司亮君 警察法によると、それぞれ公安委員会は、自己の行爲につき責任を負ひ、自己の責任をもつて警察官を任命し、一定事由があれば、これを罷免することもできる。これをもつて公安委員の警察職員に対する指揮監督の身分上の根拠ができるのである。しかるに刑事訴訟法によつて、檢察官が警察官の罷免の訴追ができるとなると、警察官に彈圧を感じ、これに盲従して非違を犯すおそれもあると思ふ。去年神奈川縣下で起きた拷問事件のごときは、その発端は檢察官見込連の起きたものであり、當時の警察官は檢察官に盲従したからであり、結果において無罪であつた。

○木内政府委員 いろいろ御心配あると思う。この刑事訴訟法では、檢察官が警察官の罷免権をもつのをなくして、公安委員会に對して罷免の訴追をするだけであり、訴追を受ける場合に、公安委員会は独自の見解と責任とによつて、その警察官を罷免すべきや否やを決定すればよい。檢察官が訴追権を有するだけで、司法警察官がその職務上彈壓を受けたり、あるいは公安委員会が檢察の起訴に影響を受け、その判斷が拘束されたりすることはないと思ふ。またあつてはならない次第です。

先年の神奈川縣下の拷問事件は、よく知らぬが、むしろ過去の事例を見ると、警察官の方で拷問事件を起し、檢察官はこれのために迷惑をこうむつたことが少なくなかつた。檢察官の指揮によつて、警察官が拷問事件を起したといふ事例は、自分の案内にして未だ知らざるものである。

議事課からの通知がありましたから、休憩いたします。

午後三時四十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕